

宮城県女川町の災害廃棄物約10万トを東京都内の清掃工場で受け入れ処理する。11月24日、東京都はじめ特別区長会、東京都市長会、女川町、宮城県が災害廃棄物の処理に関し基本合意を締結した。対象は木くずなど可燃性廃棄物。放射性物質汚染の懸念払拭に向け、

焼却試験結果の公表や住民説明会を行い、来年2月以降受け入れを開始する。東北地域外の広域処理は今回が2例目となる。

災害廃棄物広域処理

受け入れ対象となる日量150トとなる。廃棄物は、(財)東京都環境整備公社により安全性が確認された災害廃棄物。受け入れ開始は日に実施した焼却試験

ず、同組合の焼却炉でも安定的に焼却できると判断した。処理方法は、通常の可燃ごみと災害廃棄物をバンク内で混合・かく押し、焼却炉投入時、通常の可燃ごみに対する

女川町の災害廃を都が受け入れ

来年2月以降、約10万トを処理

2012年2月以降の結果を、東京二十三区清掃一部事務組合が確認した。その結果、排ガス中の放射性物質濃度は不検出で、通常0トで内訳は23区清掃工場が日量150ト、多摩地域の清掃工場が

12月から都内の二つの清掃工場(大田、品川)で災害廃棄物の試験焼却を実施、その結果を公表しながら、住民説明会を順次開催する。詳細は検討中だが、清掃工場ごとに設けら

再生後押し、広域処理指針を改定

要。環境省は11月18日「災害廃棄物広域処理指針」を改定した。原料としての利用やセメント焼成などへの利用



24日に行われた共同記者会見の模様

について製品中のクリアランスレベル(放射性物質として扱う必要のないものの基準)を1キログラム当たり100ベクレルとし、再生利用を促している。